

○質物保管設備基準

平成4年12月4日

奈良県公安委員会告示第123号

(目的)

第1条 この基準は、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第7条第1項の規定に基づき、火災、盗難等の予防のため、質屋の設けるべき質物の保管設備（以下「保管設備」という。）の構造その他の基準について定めることを目的とする。

(規模及び構造)

第2条 保管設備の規模及び構造は、その営業の内容に応じた適正なものでなければならない。

(営業所との距離の制限)

第3条 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、同一の敷地内に余地がないなど、やむを得ない事由がある場合は、営業所に近接する他の場所にこれを設けることができる。

(防湿構造)

第4条 保管設備の内部は、壁及び床を板張りとするなど、防湿上の措置を講じなければならない。ただし、保管する質物が湿度による品質の低下等の影響を受けない物に限られる場合は、この限りでない。

(防火設備)

第5条 保管設備の主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定めるものをいう。）は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

- (1) 建築基準法第2条第7号に定める耐火構造
- (2) 土蔵造り
- (3) 前2号に掲げるもののほか、奈良県公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの

2 保管設備の開口部（出入口、窓及び換気孔をいう。以下同じ。）には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条第1項に定める甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなければならない。

(盗難予防設備)

第6条 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備を設けなければならない。

2 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、営業所その他に同様の装置があるものについては、この限りでない。

い。

(防鼠(そ)設備)

第7条 保管設備の出入口以外の開口部には、金網等ねずみの侵入を防止するための設備を設けなければならない。

(特例措置)

第8条 現に質屋営業の許可を受けて質屋営業を行っている者が、保管設備の補修又は建て替えのため、当分の間、別に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備(以下「仮保管設備」という。)については、第3条及び第7条の規定は適用しない。

2 仮保管設備を設けようとする場合において、仮保管設備の出入口以外の開口部については、第5条第2項の規定は、当該仮保管設備に付随して火災警報装置を設置しているなど防火上の措置が講じられているときには適用しないものとし、第6条第1項の規定中「シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備」とあるのは、「施錠設備」と読み替えるものとする。

3 前2項に定める特例は、仮保管設備の使用を開始してから2年に限り適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の際現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備又は質屋営業の許可申請をしている者に係る保管設備については、なお従前の例による。